

大和市商店街活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、商店街の活性化を図るため、商店街団体が実施する商店街活性化事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において商店街団体とは、主として中小事業者によって地域的に組織され、販売促進等商店街の活性化を図る団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 商店街の事業協同組合
- (3) その他市長が適当と認める事業者団体

(商店街団体の責務)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする者は、規則及びこの要綱に定めるところに従つて適正に補助金の交付申請を行い、事業を誠実に実施しなければならない。

(補助事業等)

**第4条** 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助要件等については、別表第1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する書類に、別表第2に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、当該書類の一部を省略することができる。

(実績報告)

**第6条** 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類に、次に掲げる書類を添えて補助事業の完了した日から20日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施が確認できる写真
- (2) 事業費の領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(届出事項)

**第7条** 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 商店街団体の事務所を移転したとき、又は商店街団体の名称若しくは代表者を変更したとき。

(2) 商店街団体が合併し、又は解散したとき。

(3) 補助の対象となった施設が使用できなくなったとき。

(4) 補助事業の実施に係る土地又は建物の所有権の移転又は賃貸借契約の解消があったとき。

(補助事業に対する指導)

**第8条** 市長は、必要に応じて当該補助事業について指導することができる。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

### 別表第1 (第4条関係)

補助事業	補助要件	補助対象経費	補助限度額及び補助率等
CIプラン策定事業	特色ある商店街づくりのために、商店街団体が実施する事業であること。	当該年度内に実施する補助対象事業に要する経	5,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3
基本計画策定事業	法人格を有する商店街団体又は法人格を有しない商店街団体が実施する街区整備等についての基本計画を策定する事業で、おおむね3年以内に実施計画策定に着手する見込みのもの	費の合計。ただし、旅費及び飲食に係る経費は除く。	法人格を有する商店街団体については補助対象経費の2分の1、法人格を有しない商店街については1,500,000円を上限として補助対象経費の10分の3とする。ただし、同一商店街団体の計画策定事業については、当該事業開始年度から10年間は重複して補助対象としない
実施計画策	基本計画策定済みで、かつ、		補助対象経費の5分の4。ただし、

定事業	その実施計画を策定する事業で、法人格を有する商店街団体が、おおむね3年以内に具体的な事業に着工又は着手する見込みのもの		同一商店街団体の計画策定事業については、当該事業開始年度から10年間は重複して補助対象としない。
商店街催事等事業	<p>1 商店街の活性化と個店の販売を促進するために、商店街団体が計画的に実施するイベント事業</p> <p>2 社会経済情勢を把握し、その対応を検討するために商店街団体が計画的に実施する研修会等の開催事業</p> <p>3 地域住民とのコミュニケーションを図るために、商店街団体が計画的に実施する消費者懇談会、消費者モニター制度等の消費者参加事業</p>		50,000円を上限として、これに補助対象経費が満たない場合にあっては、実費とする。補助対象期間は10年間を限度とする。ただし、同一事業で補助対象期間が6年目以降の事業については、補助限度額を25,000円とする。
その他市長が適当と認めるもの	商店街の活性化推進に資する事業として市長が特に認めたもの		5,000,000円を上限として、補助対象経費の10分の3

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 2 補助事業の決定に当たっては、法人格を有する商店街団体から優先して予算の範囲内において決定するものとする。

別表第2（第5条関係）

番号	添付書類	備考
----	------	----

1	全体計画書	事業の概要、必要性、事業実施により期待される効果等を記したもの
2	事業予定者の定款又は規約	
3	会員名簿	
4	許可書の写し	道路占用許可書、建築確認通知書、建築許可書等
5	実施概要	事業の実施手順がわかるもの。
6	その他市長が必要と認める書類	

備考 添付書類は、すべて代表者が原本証明するものとする。